

00448909

591124

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



【表紙】

【提出書類】	変更報告書 no. 5
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店 日本における代表者 桂 木 明 夫
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー 31階
【報告義務発生日】	平成16年 7 月 14 日
【提出日】	平成16年 7 月 16 日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名



## 第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社 ダイナシティ
会社コード	8901
上場・店頭の別	店頭
上場証券取引所	-
本店所在地	東京都港区虎ノ門4-3-1

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者）／1】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	リーマン ブラザーズ アジア キャピタル カンパニー LEHMAN BROTHERS ASIA CAPITAL COMPANY
住所又は本店所在地	レベル 38 ワンパシフィック プレイス クィーンズウェイ ホンコン LEVEL 38 ONE PACIFIC PLACE 88 QUEENSWAY HONG KONG
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	平成 7年 8月 1日
代表者氏名	ムイ チョン ホン ブルース Mui Chung Hong Bruce
代表者役職	
事業内容	一般事業法人

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	証券業務部 コーポレートアクション課 渋谷
電話番号	03 (6440) 3780

#### (2)【保有目的】

純投資
-----

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	2, 533		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	4, 912	N
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	2, 798	
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	2, 114	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	2, 379	

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成16年 7月 14日現在)	S	71, 385
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)		2. 87
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		5. 49

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年 5月17日	普通株	100	取得	貸借
2004年 5月20日	普通株	8	処分	貸借
2004年 5月20日	普通株	15	取得	貸借
2004年 5月25日	普通株	200	取得	貸借
2004年 5月26日	普通株	200	取得	貸借
2004年 5月26日	普通株	200	処分	
2004年 5月27日	普通株	150	取得	
2004年 5月28日	普通株	200	取得	
2004年 6月 1日	普通株	104	取得	貸借
2004年 6月 3日	普通株	104	処分	貸借
2004年 6月 3日	普通株	451	取得	貸借
2004年 6月14日	普通株	400	処分	
2004年 6月14日	普通株	400	取得	信用売付 (借入)
2004年 6月14日	普通株	400	処分	
2004年 6月14日	普通株	34	取得	貸借
2004年 6月15日	普通株	75	取得	貸借
2004年 6月17日	普通株	63	処分	
2004年 6月18日	普通株	317	処分	
2004年 6月18日	普通株	300	取得	信用売付 (借入)
2004年 6月18日	普通株	300	処分	
2004年 6月21日	普通株	25	処分	
2004年 6月28日	普通株	1232	処分	信用弁済
2004年 7月 1日	普通株	95	処分	
2004年 7月 1日	普通株	425	取得	信用売付 (借入)
2004年 7月 1日	普通株	425	処分	
2004年 7月 2日	普通株	830	取得	信用売付 (借入)
2004年 7月 2日	普通株	830	処分	
2004年 7月 2日	普通株	100	処分	
2004年 7月 5日	普通株	165	取得	信用売付 (借入)

2004年 7月 5日	普通株	165	処分	
2004年 7月 6日	普通株	478	取得	信用売付 (借入)
2004年 7月 6日	普通株	478	処分	
2004年 7月 6日	普通株	5	処分	
2004年 7月 7日	新株予約権付社債券	887	処分	転換価格248,000円
2004年 7月 7日	普通株	887	取得	転換価格248,000円
2004年 7月 7日	普通株	500	取得	信用売付 (借入)
2004年 7月 7日	普通株	500	処分	
2004年 7月 8日	新株予約権付社債券	887	処分	転換価格248,000円
2004年 7月 8日	普通株	887	取得	転換価格248,000円
2004年 7月 8日	普通株	400	取得	信用売付 (借入)
2004年 7月 8日	普通株	400	処分	
2004年 7月 8日	普通株	450	処分	
2004年 7月 9日	普通株	500	処分	
2004年 7月 9日	新株予約権付社債券	887	処分	転換価格248,000円
2004年 7月 9日	普通株	887	取得	転換価格248,000円
2004年 7月12日	普通株	680	処分	
2004年 7月12日	新株予約権付社債券	887	処分	転換価格248,000円
2004年 7月12日	普通株	887	取得	転換価格248,000円
2004年 7月13日	新株予約権付社債券	887	処分	転換価格248,000円
2004年 7月13日	普通株	887	取得	転換価格248,000円
2004年 7月13日	普通株	686	処分	
2004年 7月14日	新株予約権付社債券	1,250	処分	転換価格248,000円
2004年 7月14日	普通株	1,250	取得	転換価格248,000円
2004年 7月14日	普通株	1,250	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

消費貸借取引 相手先 リーマン ブラザーズ インターナショナル (ヨーロッパ) 7/14/2004現在で838株借株
---

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	590,000
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	590,000

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者）／2】

#### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	リーマン ブラザーズ インターナショナル (ヨーロッパ) LEHMAN BROTHERS INTERNATIONAL EUROPE
住所又は本店所在地	25 バンク ストリート ロンドン E14 5LE イギリス 25 BANK STREET LONDON E14 5LE U.K.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

#### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

#### ③【法人の場合】

設立年月日	1990年9月10日
代表者氏名	イアン ジェームソン Ian Jameson
代表者役職	マネージング ディレクター
事業内容	証券会社

#### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	証券業務部 コーポレートアクション課 渋谷
電話番号	03 (6440) 3780

#### (2)【保有目的】

純投資
-----

## (2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 (17) ① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	838		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 838	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 838		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成16年 7月 14日現在)	S 71,385
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	1.17
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	1.21

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年 6月 3日	普通株	347	取得	貸借
2004年 6月14日	普通株	34	取得	貸借
2004年 6月15日	普通株	75	取得	貸借

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

消費貸借取引 相手先 リーマン ブラザーズ アジア キャピタル カンパニー 7/14/2004現在で838株貸株
---



(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	-
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	-

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

第3 【共同保有者に関する事項】 (14)

該当なし

#### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

##### 1【提出者及び共同保有者】(18)

① リーマン ブラザーズ アジア キャピタル カンパニー LEHMAN BROTHERS ASIA CAPITAL COMPANY
② リーマン ブラザーズ インターナショナル (ヨーロッパ) LEHMAN BROTHERS INTERNATIONAL EUROPE

##### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

###### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	3,371		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C 2,379	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 5,750	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 2,798		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 2,952		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 2,379		

###### ②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年7月14日現在)	S 71,385
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	4.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	6.63

# LEHMAN BROTHERS

## POWER OF ATTORNEY

We, THE UNDERSIGNED, hereby appoint the under-mentioned LEHMAN BROTHERS JAPAN INC. as our proxy in Japan in respect of making, filing and sending copies of reports required under the Chapter II -3 "Disclosure requirements for Substantial Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan.

Dated 27 April 2004

NAME: LEHMAN BROTHERS COMMERCIAL CORPORATION ASIA LTD.

Signature:  
(Representative)



Name: Mui Chung Hong Bruce  
Level 38, One Pacific Place  
88 Queensway  
Hong Kong

Proxy Name: LEHMAN BROTHERS JAPAN INC.

Representative: Akio Katsuragi  
ROPPONGI HILLS MORI TOWER, 31ST FLOOR  
10-1, ROPPONGI, 6-CHOME  
MINATO-KU, TOKYO 106-6131  
Japan

## 委 任 状

住 所 香港 レベル 38, ワン・パシフィック・プレイス 88クイーンズウエー  
名 称 リーマン ブラザーズ コマーシャル コーポレーション アジア リミテッド

私は、下記のリーマン・ブラザーズ・ジャパン・インコーポレテッド（リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店）を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

2004年4月27日

### 記

1. 代理人の住所 東京都港区六本木6丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー31階
2. 代理人の氏名 リーマン・ブラザーズ・ジャパン・インコーポレテッド  
(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)  
社長兼東京支店長 桂 木 明 夫

リーマン ブラザーズ コマーシャル コーポレーション アジア リミテッドから英文で委任されました上記の権限に基づきリーマン・ブラザーズ・ジャパン・インコーポレテッド(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)は日本国における証券取引法第二章三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付を行っています。

以上

リーマン・ブラザーズ・ジャパン・インコーポレテッド  
(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)  
社長兼東京支店長 桂 木 明 夫

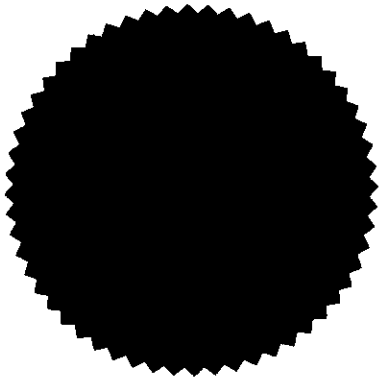
# LEHMAN BROTHERS INTERNATIONAL (EUROPE)

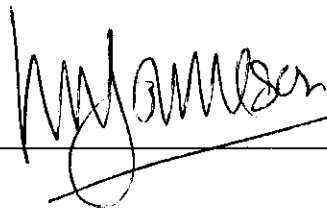
## POWER OF ATTORNEY

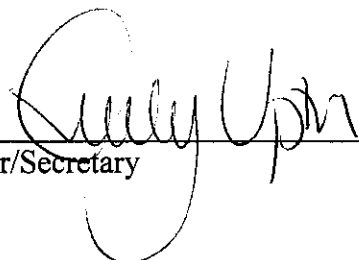
We, THE UNDERSIGNED, LEHMAN BROTHERS INTERNATIONAL (EUROPE), hereby appoint the under-mentioned LEHMAN BROTHERS JAPAN INC. as our proxy in Japan in respect of making, filing and sending copies of reports required under the Chapter II-3 "Disclosure requirements for Substantial Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan.

IN WITNESS WHEREOF Lehman Brothers International (Europe) has caused this POWER OF ATTORNEY to be duly executed and delivered as a deed on the 2nd of June, 2004.

The Common Seal of Lehman Brothers )  
International (Europe) was )  
hereunto affixed in the presence of: )



  
\_\_\_\_\_  
Director

  
\_\_\_\_\_  
Director/Secretary

Proxy Name: LEHMAN BROTHERS JAPAN INC.

Representative: Akio Katsuragi  
ROPPONGI HILLS MORI TOWER, 31ST FLOOR  
10-1, ROPPONGI, 6-CHOME  
MINATO-KU, TOKYO 106-6131  
Japan

## 委 任 状

住 所 英国 25 バンクストリート ロンドン E14 5LE  
名 称 リーマンブラザーズインターナショナル(ヨーロッパ)

私は、下記のリーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

2004年6月2日

### 記

1. 代理人の住所 東京都港区六本木6丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー31階
2. 代理人の氏名 リーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク  
(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)  
社長兼東京支店長 桂 木 明 夫

以上

リーマンブラザーズインターナショナル(ヨーロッパ)から英文で委任されました上記の権限に基づきリーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)は日本国における証券取引法第二章三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付を行っています。

以上

リーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク  
(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)  
社長兼東京支店長 桂 木 明 夫